

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

青森県屋外広告物条例施行規則（昭和五十一年五月青森県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者

第十一条第四項中「はり紙、はり札等、立看板等、幕、広告旗及びアドバルーン」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 はり紙、はり札等、立看板等、幕、広告旗及びアドバルーン
- 二 条例第八条第一項第一号に掲げる広告物又は掲出物件のうち法令の規定により条例第十七条の二の規定による点検に相当する措置を講じることとされているものとして知事が定めるもの

第三号様式中

「□ 建築士法第2条第1項に規定する建築士  
（種類 建築士 登録番号第 号）」を

「□ 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者  
（修了証番号第 号）  
に改め

□ 建築士法第2条第1項に規定する建築士  
（種類 建築士 登録番号第 号）  
る。

第十四号様式の注に次のように加える。

5 この様式に代えて登録申請者の負担を軽減するために国が提供するこの様式に相当する様式等を使用することについて知事の承認を得たときは、これを使用することができる。

第十七号様式の注を次のように改める。

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。
- 2 この様式に代えて屋外広告業者の負担を軽減するために国が提供するこの様式に相当する様式等を使用することについて知事の承認を得たときは、これを使用することができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。